

福島市空き家清掃支援事業補助金の手引き

1. 補助の対象者（次の各号の全てに当てはまる者）

- (1) 空き家の所有者等（企業や法人を除く）
- (2) 市税に滞納のないこと
- (3) 暴力団やその関係者でないこと

2. 補助の条件等

- (1) 福島市空き家バンクに登録された物件であること
- (2) 本市に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主に依頼すること。また、空き家内の家財道具処分を行う場合、福島市から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に依頼すること
- (3) 交付決定前に清掃の契約を行っていないこと
- (4) 予算の範囲内において交付するものであること

3. 補助金の額

- (1) 補助率 2分の1（千円未満の端数は切り捨てる）
- (2) 限度額 10万円

4. 清掃作業の内容

- (1) 空き家内の家財道具の処分（家電リサイクル法対象家電品を含みます。）
- (2) ハウスクリーニング

※（１）（２）とも居住部分以外(併用住宅の店舗等・附属家・敷地内など)は含みません。

5. 募集件数

○5件程度（先着）

- ・ 予算額が上限に達しましたら、受付を終了します。

6. 申請期間

○令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）

7. 事業完了期間

○令和8年2月27日（金）

8. 提出書類

（1）交付申請時

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④見積書の写し
- ⑤位置図及び平面図
- ⑥空き家の外観及び清掃予定箇所の写真
- ⑦完納証明書（課税のない者は課税証明書又は滞納がない旨を説明した理由書等）
- ⑧その他市長が必要と認める書類
 - ・本市の他の補助金を受けている場合は交付決定通知他詳細が分かる資料 他

（2）実績報告時

- ①実績報告書
- ②収支決算書
- ③契約書の写し
- ④請求書及び領収書の写し
- ⑤清掃の状況が分かる写真（施工中・完了）

※交付申請時と同様の方向から撮影してください。

- ⑥その他市長が必要と認める書類

9. その他

○実績報告書提出後、完了検査のため、施工箇所の確認を行います。

○清掃によるトラブルに関して、市は一切関知いたしません。

○清掃に伴う法的手続きが必要な場合は、適切に手続きを行ってください。

○申請者以外が手続きを行う場合は、「委任状」（任意様式）が必要となります。

「福島市における空家等対策に関する連携協定団体」の所属する民間事業者または
空き家の清掃の業務を請け負う民間事業者に限ります。

○清掃の内容等を変更する場合は、事業計画変更申請書を提出し、承認を受けてください。